

「神奈川県エイズ治療拠点病院等連絡協議会」設置要領

制 定 平成 19 年 9 月 27 日

改 正 平成 29 年 2 月 1 日

最近改正 平成 30 年 3 月 29 日

(前 文)

本県ではH I V感染症・エイズ患者の受診が一部の医療機関に集中している一方、症例経験の少ない医療機関が多くなっているのが現状である。今後、H I V感染者・エイズ患者の方々が、県内の全ての地域において安心して療養生活を送ることができるようにするためには、県内における総合的なエイズ診療・ケア体制の確保と質の向上に向け、エイズ治療中核拠点病院をはじめとするエイズ治療拠点病院、H I V歯科診療拠点病院、その他受入医療機関（以下「治療拠点病院等」という。）の拡大、及びH I V診療・ケアに関する情報を継続的に共有するためのネットワーク体制を構築することが必要である。

そのため、「エイズ治療の中核拠点病院の整備について」（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省健康局長通知）に基づき、本県の治療拠点病院等における連携を効果的に推進するため、「神奈川県エイズ治療拠点病院等連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、エイズ治療中核拠点病院が設置する連絡協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 連絡協議会は、次の事項を掌理するものとする。

- (1) エイズ中核拠点病院が行うエイズ治療拠点病院その他受入医療機関等への支援、及び治療拠点病院等における連携の効果的な推進方法に関すること。
- (2) エイズ中核拠点病院が行うエイズ治療拠点病院その他受入医療機関等へのH I V診療・ケアに関する情報提供及び医療従事者に対する各種研修の実施・研修会に関すること。
- (3) 治療拠点病院等の情報交換・連携体制の調整に関すること。
- (4) その他治療拠点病院等の連携に関し必要な事項

(組 織)

第 3 条 連絡協議会は、別表 1 に掲げる者をもって組織する。

- 2 連絡協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、エイズ治療中核拠点病院院長をもって充て、副会長は、会員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営委員会)

第 4 条 連絡協議会の所掌事項を具体的に検討、調整するため、連絡協議会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、別表 2 に掲げる者をもって組織する。
- 3 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、エイズ治療中核拠点病院の職員の中から会長が指名し、副委員長は、運営委員の中から委員長が指名する。

5 委員長は、必要に応じて運営委員会を招集し、統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会 議)

第5条 連絡協議会の会議は、総会及び運営委員会とする。

2 総会は、連絡協議会の会員をもって構成し、原則として年1回、会長が招集して所掌事項を審議する。

3 運営委員会は、運営委員長が必要に応じて招集し、会長が必要と認めた事項その他連絡協議会の運営に必要な事項について検討、調整し、その結果を総会に報告する。

(庶 務)

第6条 連絡協議会の庶務は、エイズ治療中核拠点病院において処理する。

2 神奈川県は、協議会の運営、研修の計画と実施に積極的に関与する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月29日から施行する。

別表1 (第3条 連絡協議会関係)

- 1 エイズ治療中核拠点病院
- 2 各エイズ治療拠点病院 (エイズ治療中核拠点病院を除く)
- 3 各HIV歯科診療協力医療機関
- 4 その他医療機関 (エイズ治療拠点病院を除く)
- 5 神奈川県医師会
- 6 神奈川県病院協会
- 7 神奈川県歯科医師会
- 8 神奈川県薬剤師会
- 9 県・各政令市・保健所設置市の所管部局

別表2 (第4条 運営委員会関係)

- 1 エイズ治療中核拠点病院の職員1～2名
- 2 エイズ治療拠点病院 (エイズ治療中核拠点病院を除く) の代表各施設1～2名 (計10名以内。ただし、横浜市域・川崎市域・相模原市域・その他県域からそれぞれ選出すること)
- 3 神奈川県医師会の理事1名
- 4 神奈川県病院協会の理事1名
- 5 神奈川県HIV 歯科診療体制運営検討委員会の委員1名
- 6 県・各政令市・保健所設置市の所管部局の職員各1～2名